

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和6年6月13日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 榊原 一和 委員 原田 悠嗣
委員 鈴木 明子 委員 富山 豪

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 坂本 武志	こども課長 萩野谷智通
こども課長補佐 水野 厚子	介護長寿課長 住谷 孝義
介護長寿課長補佐 鈴木 伸一	保険課長 横山 明子
保険課長補佐 小田部信人	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 梅原千也子	健康推進課長補佐 飛田 建
教育部長 浅野 和好	学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 生田目綾子	

会議に付した事件

- (1) 議案第34号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第37号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第38号 専決処分について(令和6年度那珂市一般会計補正予算(第1号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (4) 議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) その他

…議員と語ろう会の各担当者について協議

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。今日は教育厚生常任委員会ということで、定例会中ですが皆様、議員活動のほう毎日ご苦勞様でございます。

夏日が続いておりますが、熱中症のほうにも気を遣いながら、健康に留意して今後とも議会活動のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解のほどお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言に際しましては必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

今日で常任委員会も3日目になります。

また先ほど寺門委員長からございましたけども、温度差が激しいものですから、委員の皆様におかれましては、体調管理を十分されますようお願い申し上げます。

本日は議案が8件ございます。寺門委員長の下、慎重なご審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会のご出席お疲れさまでございます。

先ほど議長のほうからありましたように、本日提出しております議案は、専決処分を含めて条例関係が3件、補正予算関係4件、その他1件でございます。

慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校の様子をご報告したいと思います。

先週、5日水曜日から今週火曜日にかけて、中学校5校が修学旅行を実施してまいりました。お天気にも恵まれて、子供たちも計画どおりに元気に活動できたというような報告を受けております。

また今月25日からは、那珂久慈の総合体育大会が始まります。9年生にとっては最後の大会になりますので、けがのないように精いっぱい取り組んでほしいなというふうに思っております。

あわせて、今委員長、議長からもありましたように、湿度が高くなってきて、熱中症対策、これもしっかり行っていきたいと思いますので、幼稚園そして小学校、中学校ともに、熱中症対策を進めながら残り1か月の1学期末まで教育活動を進めてまいりたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、会議のほうに入ります。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第38号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号をご覧ください。

議案第38号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3 ページをお願いいたします。

令和 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

第 1 条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 1,805 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 235 億 1,805 万 5,000 円とするものです。

7 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 4 億 1,805 万 5,000 円。

うち、住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金事業 4,000 万円。低所得者世帯こども加算臨時給付金事業 1,000 万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 38 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 41 号 令和 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）を議題いたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 それでは、議案第 41 号をご覧ください。

議案第 41 号 令和 6 年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 374 万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 1 億 3,325 万 6,000 円。

6 ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費99万1,000円。

7ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費201万4,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

原田委員 よろしくお願ひします。

5ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業について質問させていただきます。

こちら秋から始まる定期接種に対する支援事業ということでよろしいでしょうか。

健康推進課長 健康推進課です。

委員のおっしゃるとおり、秋に開始される定期接種に係ります費用を計上させていただいております。

原田委員 ありがとうございます。こちらの事業、今多分この6月の議会で全国いろんな自治体で上がっている補正予算かなというふうに思うんですけども、こちらって国のほうとかから、何かそういう事業として予算つけてくれというようなそういうことってあったんでしょうか。

健康推進課長 こちら今回6月の補正予算のほうに計上させていただきましたのは、通常でしたらば、当初予算のほうで予算計上をするところではありましたが、3月に計上する時点で細かいことが決まっておりましたので、秋に接種を開始するということでしたので、この6月のタイミングで補正予算のほうを計上させていただいております。

原田委員 ありがとうございます。

先日、一般質問の際にいろいろお伺いさせていただきまして、その時点ではこの秋から始まる定期接種に、どのようなワクチンを接種されるのかとかそういう細かいことがまだ国のほうから下りてきてないというお話だったと思うんですが、その辺りって決まったんですか。

健康推進課長 現時点で使用するワクチンについては、国からの提示はまだございません。

ただ、どこの自治体もそうなんですが、予算をとるに当たって大体接種料として幾らぐらいを想定すればよいのかというところが、今まで国が全てワクチン代から計上しておりましたので、市町村ではそのところが分かりませんでしたので、国からのそういった指示をもらいまして、一応大体目安として想定が幾らぐらいとか、そういったことを基に今回ワクチンの接種料の委託料が大きいところになりますが、それをもとに計算をさせていただいて計上しております。

やはりまだ具体的に細かいことは、何月から何月までとか、そういった期間については出ておりませんので、出次第、いろいろな必要なものの書類を整えて、対象の方には

周知を行おうと思っております。

原田委員 ありがとうございます。

今回の一般質問でも取上げさせていただいた健康被害救済制度、そちらの件数であるとか、あとあれちょっと一部でして、それ以外にもやっぱり副反応疑い報告の数ですとか、こちらもうすごい膨大な数になってるんですけども、そういった新型コロナワクチンに対するリスクとか危険性のことって、国から市にこういったこともありますよっていうような、そういった情報提供とかってあるんでしょうか。

健康推進課長 新型コロナワクチンの接種に関しまして、副反応ですとか後遺症ですとか、今まで特例臨時接種の中でやっていた中で、そういった情報提供というのは国のほうからございました。

ただ、具体的にというところではなくて、そういった周知は国のほうでつくりましたリーフレット等に入っておりましたので、そういったものを活用して、市民の方へは周知すると同時に、健康被害が起きたという場合には、診断をした先生からの意見書等もありますので、これが関連性があるかもしれないというそういった先生のご意見を基に、申請するに当たっての書類ですとか手続については、ホームページでご案内はさせていただいております。

原田委員 承知いたしました。ありがとうございます。質問以上です。

委員長 ほか、ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

原田委員 反対で。こちらの新型コロナワクチン接種事業のところなんですけれども、委託料として1億3,000万円ぐらい今回計上されてると思うんですが、そもそもやっぱり、一般質問のほうでも述べさせていただきましたが、健康被害救済制度のほうで、今回死亡認定認められたのが、また増えまして618人となっておりますし、また、死亡認定だけでなく単純な健康被害の認定でしたら7,000件を超えております。

また、副反応疑い報告のほうでは、2,000人以上の方が死亡されてるっていうことで、報告も上がっていますし、なおかつこの健康被害救済制度で認定受けた死亡の方と、あと副反応疑いで報告を受けた方は重複していないので、合計でいくと本当に3,000名以上の方が亡くなっていると。そのようなふうにも今後なっていくことでして、本当正直申し上げますと、僕のほうでは、これ過去最大の薬害になる可能性があるものだと考えております。

また実際国内でも、少なくとも5件は訴訟が起きております。これは国であったり、あと製薬会社、また地方自治体、こちらを訴えるっていう訴訟が少なくとも5件起きておりますし、4月には集団訴訟、こちらも起きております。

またイギリスでは、少なくとも51件の訴訟が起きてますし、韓国ではこの訴訟が起きて被害者のほうが勝訴しております。この健康被害に関して。

そういったこの世界の現状、今この新型コロナワクチンに対する世界の状況、これから向かっていく先っていうのを見ますと、こちらのやはり新型コロナワクチン事業に自治体として予算をかけるっていうのは非常にリスクですし、またこれが本当間もなく薬害っていうふうになっただけになったときに市としてそこに予算をかけたっていうのは非常によくない事態になってしまうと思います。ですので、これに関して僕は反対だと思います。

委員長 反対討論がありました。賛成討論ございますか。

ほか討論。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は、挙手により採決をいたします。

では、議案第41号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。賛成多数ということで、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。執行部の入れ替えをお願いします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

委員長 再開します。

こども課が出席をしました。

続きまして、議案第34号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

それでは議案第34号をご覧いただきたいと思います。議案第34号 専決処分についてご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

提案理由といたしましては、茨城県が実施する市町村で行う医療福祉の施策に対する助成措置、通称マル福になりますけれども、対象者の拡充を行い令和6年4月1日から適用になったことに伴い、那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するもので

す。

次のページ、専決処分書をご覧ください。

本条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年3月31日付で専決処分しております。

次のページ、3ページには改正条文、また4ページから8ページにかけまして、新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほど申し上げました提案理由と同じ内容ですので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続いて改正の概要になりますが、改正の主となる部分についてご説明をさせていただきます。

まず1点目、下から2段目の第2条第5号エの改正になります。身体障害者手帳4級に該当する者が追加されまして、今までは身体障害者手帳3級に該当しということで規定されておりましたので、給付対象者の要件が拡充されたという内容になってございます。

2点目になります。10ページをご覧ください。

上から2段目の第2条第5号ク、及びその下の段の第2条第5号ケの改正で、給付対象として新たに追加された要件になっております。

クにつきましては、身体障害者手帳3級または4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳2級に該当する者、ケにつきましては、知能指数が50以下と判定されたもので、かつ、精神障害者保健福祉手帳2級に該当する者が対象者の要件としてそれぞれ追加されております。

また、その他の改正箇所につきましては、今回の改正に合わせまして、文言の修正、整理が行われましたことから、市条例につきましても、文言の統一を図るため、同様の修正を行っているものでございます。

最後に、改正条例附則になります。

第1項といたしまして、施行期日。この条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項といたしまして、経過措置。この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例によるとしております。

それから参考までに申し上げますと、今回、心身障がい者の対象要件が拡充されたことにより、本市において、新たにマル福制度該当となられた方は7人いらっしゃいます。

その方につきましては、既に申請手続きいただくよう通知文を送付してございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 それでは、議案第39号をご覧ください。

議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により、小規模保育事業所及び、事業所内保育事業所における満3歳以上の児童にかかる保育士、保育従事者の配置基準が見直されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、2ページには改正条文、また3ページから5ページにかけまして新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、6ページをご覧ください。

改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほど申し上げました提案理由と同じ内容でございますので、説明につきましては、割愛させていただきます。

続いて、改正の概要についてご説明いたします。

改正条文には4つの条項がございますが、第29条第2項につきましては、小規模保育事業A型の保育士に関する規定となり、第31条第2項は、小規模保育事業B型の保育従事者、第44条第2項は、保育所型事業所内保育事業所の職員、第47条第2項につきましては、小規模型事業所内保育事業所の職員の規定となっております。

改正の概要になりますけれども、条項によりまして、保育士と保育従事者の違いはありますけれども、満3歳以上、満4歳に満たない児童の配置基準を20人につき1人から

15人につき1人へ、また、満4歳以上の児童の配置基準を30人につき1人から25人につき1人へ改正するもので、保育士等の負担が軽減されるよう、配置基準の見直し、改善がなされるといった内容になっております。

最後に、改正条文附則になります。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となりますよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

榊原委員 今おっしゃられました保育士の負担を軽減っていうところはよく分かるんですが、逆に捉え方としては、今の保育士が非常に人材不足っていうところも懸念しなきゃならないところに対してはどう思われますか。

こども課長 確かに委員おっしゃるとおり、保育士につきましても人材不足というのはよく耳にすることです。ただ、この条例改正につきましては、当分の間ということで経過措置が設けられております。

また、保育士が増えた場合になりますけれども、国のほうから保育する児童が5人減る分、保育士の数が増えたというときには、補助金というか算定基準の見直しがされて、増額の補助金等が充てられるということになっておりますので、子供たちのことを考えれば、安全安心に暮らせる環境が整えられるというふうに捉えてはおります。

榊原委員 ありがとうございます。

委員長 ほか。

副委員長 幾つか聞きたいと思うんですが、まず保育士の人数が増えれば、国からの補助が増えるという話ですが、十分、雇用に必要な費用が賄えるだけの額になるんでしょうか。

こども課長 額のほうまでは、今把握はしてございませんが、要は5人の差額に対する人件費の加算措置を設けるという国からの通達がありましたので、その辺で賄えるとは思っております。

副委員長 関連するんですけど、保育士が足りないっていう現状は、先ほど榊原委員からもあったように、その中で保育士を確保するためには、雇用に必要な経費を増やす必要があると思うんですが、そういうことも盛り込むかどうかは今のお答えでは分かんないってことですよね。国の政策。

こども課長 まず1点、基準改定後の人材獲得競争により混乱を避けるために、まずは当分の間現行基準での運営を可能とする経過措置が設けるべきというのは先ほどお答えしたとおりなんですけども、そのほかに保育士不足への対応として、処遇改善に必要な助成であったり、出産などで現場を離れた保育士の掘り起こしを進めていくといったことも国のほうの通達の中に含まれております。

副委員長 国も一応考えてるってことなんですけど、具体的にどういうことをやるかは把握して

いらっしゃいますか。

こども課長 配置基準の改正がありましたけれども、今現在、市内における保育所におきましては、改正後の基準をもう既に満たしておりまして、市内としてはこれ以上保育士を増やすということは今のところ考えておりませんので、今のところを市内においては大丈夫かなというふうに考えております。

副委員長 後で聞こうと思ったことをもう既に答えてもらったので、いいと思います。

公布はいつになるでしょうか。

こども課長 公布につきましては、議決日になります。

委員長 ほか、よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩(午前10時31分)

再開(午前10時32分)

委員長 再開します。

介護長寿課が出席しました。

続きまして、議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

介護長寿課長 介護長寿課長の住谷です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金13万円。

歳出補正予算との関連におきまして、繰入金の一部を財源として計上するものでございます。

歳入の説明につきましては、以上となります。

続きまして、歳出になります。

同じく4ページをご覧ください。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

4款地域支援事業費、2項介護予防・生活支援サービス事業費、4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費13万円。支給見込額の増による負担金の増となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

執行部の入替えをお願いします。

休憩(午前10時35分)

再開(午前10時36分)

委員長 再開します。

保険課が出席しました。

続きまして、議案第37号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

議案第37号をご覧ください。

専決処分についてのご報告となります。内容は、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

提案理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。こちらの条例改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により対応させていただいております。

次のページが専決処分書になります。こちらは、令和6年3月30日付で専決処分させていただいております。

3ページに改正条文、4ページから6ページに新旧対照表をつけております。

7ページをお開き願います。那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。改正の理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由のとおりでございます。

改正内容でございますが、第3条第3項は、課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3つが含まれており、今回、そのうちの後期高齢者支援金等分の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられます。医療分および介護納付金分の限度額に変更はありません。

また、第22条第1項第2号及び第3号につきましては、軽減判定基準額の見直しとなります。世帯主及び被保険者の総所得の合計が基準以下の場合に、国保税の軽減が該当になりますが、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げます。この改正によりまして、保険税の負担が軽減される方の範囲が広がることになります。

なお、今回の改正に伴う附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、改正前の条例を適用することを定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算書の4ページをお開き願います。

歳入になります。款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金669万6,000円です。

続いてその下、歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費669万6,000円。

今回計上している内容になりますが、金額の大きなものから、まず、12節委託料452万4,000円。

こちらは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に伴う委託料となります。制度改正によりまして、今年の12月2日に現行の保険証は廃止となり、それ以降は、マイナ保険証を基本とした運用に代わり、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせというものを発行することになっております。

今回のシステム改修は、これらの様式を発行するための機能や、制度改正に先立って、国保加入者の方全員に、加入者情報等の通知として、各個人のマイナンバーの下4桁をお知らせするという作業を国から指示されておりますので、それに対応するための改修などが含まれております。

現行の保険証の一斉更新につきましては、今年の7月に、来年の7月31日まで有効な保険証を発送して最後となります。そのため、来年の有効期限まではこれまでどおり保険証を利用できますが、12月2日以降に新たに国保に加入する方や、保険証を紛失してしまった方などには、現行の保険証は発行することができなくなり、先程申し上げた資格確認書または資格情報のお知らせを発行いたします。

次に、11節役務費の212万6,000円につきましては、郵送料となります。制度改正前にマイナンバーの下4桁を通知するにあたり、下4桁だけではありますが、マイナンバーの一部であることから、特定記録郵便で発送するよう国から指示されておりますので、その郵送料、および当初予算で計上しておりました国保事務に係る郵送料について、10月から郵便料金の値上げの予定が日本郵便より示されたことから、10月以降に予定している発送業務に対して、郵送料の不足する分を追加計上するものです。

また、1節の報酬及び8節の旅費につきましては、マイナンバーの下4桁を通知する

業務が新たに発生したことから、臨時で会計年度任用職員を雇うための費用となります。

今回の歳出につきましては、国または県の補助が付くかどうか、こちらにつきましてはもちろん付けてもらえるように要望はしておりますが、現時点で未確定であるため、支払準備基金からの繰り入れを歳入として補正予算を組んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 幾つか聞きたいと思うんですが、まず基本的に意味が分かんないっていうのは、まず言っておきたいと思います。何で既存の保険証を廃止しなきゃいけないのかっていうのが分かんない。

今おっしゃった予算の中に、新たな資格確認書や資格情報確認書をつくる費用っていうのは見えてないんですが、これはどこで計上されてるんでしょうか。

保険課長 こちらにつきましては、12月2日以降の対応になりますので、システム改修をすることによって、資格確認書というのは保険証と同じサイズになる予定なんですけれども、資格情報のお知らせというものは、普通のA4の紙になります。

こちらは委託会社のほうで発送の用紙とかそういうものの構成もお願いしておりますので、資格確認書等を発行する費用は委託料のほうに入っております。

一斉に送るのは、来年の7月31日に現行の保険証の有効期限が切れた後になりますので、今年度につきましては、12月2日以降に新たに国保に入る人ですとか、あと保険証をなくしてしまった方、そういった方にお出しするだけになりますので、今年は歳出としてはそれほどかからないと思います。

副委員長 もう一つ質問です。

新たな資格確認書、来年の7月以降になる人も多いと思うんですが、これは何もしなくても発行されるんですか。

保険課長 来年度以降の細かい詳細についてはまだ来てはいないんですけれども、現時点で確認できているのは、オンライン資格確認システムというものによって、保険の資格の確認というのは随時行われていますので、来年の発行する時点の前にマイナンバーをマイナ保険証としてひもづけて使っている方なのか、そうではない方なのかっていう情報はこちらに来ることになっておりますので、それに伴ってこちらは、一括してどちらかを発送するという事務を行いますので、被保険者の方に何かやっていただくということはない予定です。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

原田委員 質問なんですけども、資格確認書っていうのは、つまり保険証と同じ効果を持つということでしょうか。

保険課長 制度的にはマイナ保険証に一体化していくというのが流れなので、マイナンバーカードに保険証をひもづけて、それを使っていただくことで、その方の受診履歴とかそういうものも見て、正しい医療費の確認をしながら使えるというもののなので、資格確認書ってというのは、保険証のかわりになるものでありますけれども、データとかもちろん入っていないものですので、それを使うという方はマイナ保険証を持っていない方が対象となりますので、機能的には同じようなものにはなりますけれども、国が考えているものとしてはやっぱりマイナ保険証を使っていくという流れが原則になるかと思います。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

やっぱりそうしますと資格確認書をわざわざ発行するのはどうかなって、でも国のことですからね。なかなかしようがないのかなと思うんですけども。

ちなみに資格確認書は、いつまでとか今言われてるのはあるんですか、期限。

保険課長 有効期限は一応1年ということで、茨城県のほうで統一される予定です。

これから先も続くかということでしょうか。

原田委員 はい。

保険課長 今のところ、マイナンバーカード自体がつくることを強制されていないので、資格確認書を出す方はこれからも出てくると思われますので、それは続いていくと思います。

原田委員 何となくの流れとしては、いずれはマイナンバーカードも強制されて、マイナンバーカードと保険証のひもづけも強制される流れになるのかなっていう感じですかね。

保険課長 今のところそこに関してはいつまでに強制しますとか、そういうことは一切来てはいませんので、まだ分らないです。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 それでは、議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する

協議について説明いたします。

提案理由ですが、先ほど補正予算のところでもご説明しましたが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、今年の12月2日以降、現行の保険証が発行できなくなることに伴い、広域連合規約、別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額を算出する基準日の変更等、規約の一部改正について、関係市町村との協議を求められているものです。

内容のご説明の前に、まず広域連合規約についてですが、規約には広域連合の名称、構成市町村、共同処理する事務など、広域連合の存立にあたっての基本的事項が定められています。

この規約を変更する場合には、すべての構成市町村において議会の議決が必要となり、議決後に構成市町村が提出する協議書をもって県知事の許可を受け、規約変更という流れとなります。

続いて、変更の内容についてご説明いたします。資料の2ページは改正条文となります。資料の3ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。広域連合から示されている今回の変更は3点ありますが、上から順に説明いたします。

まず1点目は、第11条の3が、実態として合わない条文であるため削除するもので、右側の現行のほうで下線が引いてある部分、広域連合長及び副広域連合長は広域連合議員と兼ねることができないとありますが、そもそも広域連合の正副連合長は、関係市町村長の中から選ばれることとなっているため、各市町村の議会議員から選出されている連合議会議員と兼ねることはないので削除するものです。

2点目は、別表第1（第4条関係）の変更になります。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うもので、今年の12月2日以降、現行の被保険者証が発行できなくなるため、右側の現行のところにあります、2番と3番の被保険者証及び資格証明書という文言を左側のように資格確認書等に改めるものです。

3点目は、別表第2の1番、共通経費に関する部分の変更になります。共通経費は、各市町村が負担し、広域連合に納めているものです。資料4ページをご覧ください。備考のところにありますように、右側の現行では納入額の算出の基準日が、前年度の3月31日となっておりますが、新年度になってすぐに市町村に納入額を請求するスケジュールから考えて、時間的に無理があったため、時期を早め、基準日を前年度の1月1日に改めるというものです。

なお、施行期日は、県知事の許可のあった日からとなり、別表第1の用語の変更については、制度改正の令和6年12月2日からとなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託されました執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。執行部の皆様ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

執行部の皆様は退席をお願いします。

休憩(午前10時56分)

再開(午前10時56分)

委員長 再開します。

続きましてその他についてでございます。議員と語ろう会についてを議題といたします。

以前開催しました教育厚生常任委員会で、7月12日金曜日に、給食センター、学校への視察及び議員と語ろう会を開催することを決定いたしました。今回は、その中の議員と語ろう会での担当について検討したいと思います。

当日の担当について司会は、私委員長が行いますということで、記録担当の方を2名、選出をお願いしたいんですね。

(「私やります」と呼ぶ声あり)

委員長 ということで、榊原委員、鈴木委員の2名をお願いしたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

当日はメモのほうよろしくをお願いしたいと思います。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

教育厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会(午前10時58分)

令和6年7月24日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚